

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

税制支援 ハンドブック

－ 4月27日に成立した震災特例法のご案内－

東日本大震災の被害にあわれた
みなさまの支援や
ご負担軽減のための
「税制」の優遇措置を
まとめました。



ぜひご活用ください。
平成23年6月16日発行

税制支援ハンドブック

1

申告などの延長・猶予

3

税の減額・免除・還付

8

住宅・家財などが被害を受けた方へ

11

事業用資産が被害を受けた方へ

15

自動車が被害を受けた方へ

17

お問い合わせ先

申告などの延長・猶予があります

国税の申告・納付などの期限が延長されます

国 税

青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県に納税地を有する方は、すべての国税について、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限が、自動的に延長されています。

●青森県、茨城県 に納税地を有する方について：

平成23年3月11日から7月28日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限は、平成23年7月29日（金）になりました。

大震災による災害などで平成23年7月29日（金）までの手続きが困難な方は個別に期限の延長が認められます。お近くの税務署にご相談ください。

●岩手、宮城、福島 の各県に納税地を有する方について：

国税の申告・納付期限は、引き続き延長されています（平成23年6月16日現在）。

上記の5県以外の地域に納税地を有する被災者の方も、交通途絶などにより、申告・納付などが困難な方は、申請を行えば、個別に申告・納付などの期限の延長が認められます。

●「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

国税の納付が一時的に猶予されます

国 税

財産に相当な損失を受けた場合や一時に納付することが困難な場合は、国税の納税の猶予を受けることができます。

●「納税の猶予申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

申告などの延長・猶予 があります

地方税の申告などの期限が延長されます

地方税

大震災により、期限までに地方税の申告・納付などができない方は、その期限が延長されます。

●お住まいの都道府県・市町村が一律に期限を延長している場合：

平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申告・納付などの期限が延長されています。

具体的にどの都道府県・市町村でいつまで延長されているかについては、被災時にお住まいだった都道府県・市町村にお問い合わせください。

●それ以外の場合：

都道府県・市町村に申請することにより、申告・納付などの期限の延長が認められる場合があります。

都道府県・市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

お住まいの都道府県・市町村（P19～21参照）

消費税課税事業者選択（不適用）届出書などの提出時期の特例があります

国 税

被災された事業者の方には、消費税の課税事業者を選択する（または、やめる）場合に提出が必要な「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」の提出時期の特例があります。

●平成23年7月29日までに届出書を提出すれば、本来の提出期限までに提出したものとみなされます（岩手、宮城、福島各県に納税地を有する方は引き続き延長されています）。

●「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」についても、同様の特例があります。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署（P18参照）

税の減額・免除・還付 などがあります

所得税の減額・免除が受けられます

国 税

住宅や家財などに損害を受けた方は、平成22年分又は平成23年分のいずれかの所得税の減額・免除を受けることができます。

また、あわせて平成23年中の給与や公的年金などに係る源泉所得税の徴収の猶予や、すでに徴収された源泉所得税の還付も受けることができます。

●所得税の減額・免除を受けるには、確定申告などの手続きが必要です。

※所得税の減額・免除には、①所得税法に基づき所得から一定額を控除する「雑損控除」と、②災害減免法に基づき税金の減額・免除を受ける方法があります。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

所得税の予定納税額が減額されます

国 税

税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅・家財などが損害を受け、平成23年6月30日時点で計算した申告納税見積額が通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれる場合、予定納税額の減額の申請ができます。

●「予定納税額の減額申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、7月15日までに税務署に提出してください。

（注）岩手県、宮城県、福島県の納税者の方については、納付期限が延長されているので、予定納税額の通知は見合わせています。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

税の減額・免除・還付 などがあります

法人税が還付されます

国 税

平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、大震災により生じた損失金額がある場合、その事業年度の前2年間に遡って法人税額の繰戻し還付を受けることができます。

- 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、震災欠損事業年度の確定申告書とあわせて税務署に提出してください。

平成23年9月10日までの間に終了する中間期間について仮決算による中間申告した場合も同様の繰戻し還付を受けることができます。

- 平成23年9月10日までの間に終了する中間期間について仮決算による中間申告をした場合、大震災による損失金額の範囲内で、法人税額から控除されない利子・配当などに係る源泉所得税額の還付を受けることができます。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）



税の減額・免除・還付 などがあります

相続税・贈与税の課税価格の特例があります

国 税

「平成22年5月11日から平成23年3月10日までの相続」、または、「平成22年1月1日から平成23年3月10日まで贈与」により取得などをした一定の土地や、非上場株式などは、取得時の価額ではなく、震災後を基準とした価額によって相続税、または贈与税を計算することができます。

上記の特例の適用を受ける場合には、相続人など全員の相続税の申告書の提出期限（贈与税については、平成22年分の申告書の提出期限）が、平成24年1月11日まで延長されています。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

相続税・贈与税が減額・免除されます

国 税

相続税または贈与税の課税対象となった財産の価額のうち1/10以上が被害を受けた場合には、相続税または贈与税が減額・免除されます。

●申告期限前に被害を受けた方：

被害を受けた財産の価額は、被害を受けた部分の価額を差し引いた価額により計算されます。

●申告期限後に被害を受けた方：

被災した日以後に納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

●所定の書類の提出が必要です。詳細は税務署にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

税の減額・免除・還付 などがあります

印紙税が非課税になります

国 税

地方公共団体や政府系金融機関などが、被災された方向けに有利な条件で貸付を行う場合に作成する「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）や、被災した家屋などに代わる建物を取得する場合などに被災者の方が作成する「不動産譲渡に関する契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税になります。

- 平成23年3月11日から平成33年3月31日までに作成される文書が対象になります。

すでに印紙税を納付してしまった場合は、還付を受けることができます。

- 「印紙税過誤納確認申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、契約書の原本とともに税務署に提出してください（原本が金融機関にある場合は、金融機関と相談してください）。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

登録免許税が免除されます

国 税

平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に、被災した建物や船舶、航空機に代わるものを新たに取得し、これらの所有権の保存や移転の登記、抵当権の設定登記などをした場合は、登録免許税が免除されます。

- 法務局に登記や登録を申請する際、被災証明書など必要な書類をあわせて提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの法務局・税務署（P18参照）

※最寄りの法務局はこちらからご覧になれます。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html

※航空機の登録については、国土交通省（航空局03-5253-8111（内線48146））にお問い合わせください

税の減額・免除・還付 などがあります

財形住宅（年金）貯蓄の払出しが非課税でできます

大震災で被害を受けたことにより、平成24年3月10日までに財形住宅貯蓄や財形年金貯蓄を住宅の取得など以外の目的で払い出しを受ける場合であっても、利子などに対する所得税や住民税が非課税になります。

所得税 国税

- 税務署に申請して、被害を受けたことによる払出しであることを確認する書面の交付を受け、その書面を金融機関に提出してください。
- 震災後、この措置が始まる前に払出しを受けた方も、申請いただければ還付いたします。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

住民税 地方税

- 所得税について非課税の手続きをしていただいた方は、地方税の非課税措置を受けるための手続きはありません。
- 震災後、この措置が始まる前に払出しを受けた方も、都道府県に申請いただければ還付いたします。

お手続き／お問い合わせ 財形住宅（年金）貯蓄を契約した金融機関の営業所などが所在する都道府県（P19参照）

住宅・家財など が被害を受けた方へ

住民税が減額されます

地方税

大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、住民税の減額を受けることができます。

●所得税の減額手続きをした方：

減額のための手続は基本的に必要ありません。

●所得税を納める必要がなく、住民税だけを納める方：

手続が必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ 被災時にお住まいだった市町村（P20、21参照）

被災した土地や家屋の固定資産税や 都市計画税が減額・免除されます

地方税

被災した住宅の敷地は、新たに住宅が建設されなくても、申請して認められれば10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

●手続が必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。

●免除のための手続は必要ありません。

●具体的にどの区域が指定されているかについては、被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ 被災時にお住まいだった市町村（P20、21参照）

住宅・家財など が被害を受けた方へ

被災した家屋・土地に代わるものを取得するなどの場合
固定資産税などが減額されます

地方税

平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合、被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。

平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。

また、取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県（不動産取得税）や市町村（固定資産税・都市計画税）に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県・市町村（P19～21参照）



住宅・家財などが被害を受けた方へ

所得税（住民税）の住宅借入金等特別控除が引き続き利用できます

大震災により、住宅借入金等特別控除を受けていた住宅に居住できなくなった場合、残りの適用期間について引き続き、住宅借入金等特別控除を利用することができます。

所得税 国税

- 年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方：
引き続き、年末調整でこの控除を受けることができます。
- 年末調整の対象でない方：
来年の確定申告期に、お近くの税務署にお問い合わせください。

お問い合わせ

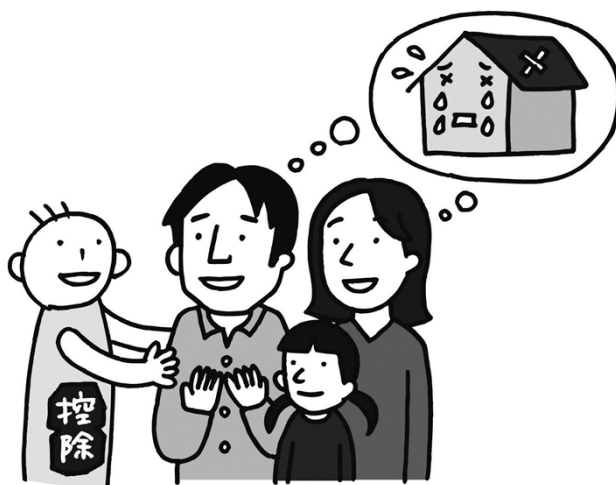
お近くの税務署（P18参照）

住民税 地方税

- 所得税から控除しきれない場合、基本的に手続き不要で住民税からも控除されます。

お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村（P20、21参照）



事業用資産 が被害を受けた方へ

所得税について事業用資産の損失額を
平成22年分の必要経費に算入できます

国 税

今回の大震災で事業用資産が被災した場合、その損失額は通常は平成23年分の必要経費ですが、平成22年分の所得税の計算上、必要経費に算入できます。この特例の適用により、平成22年に赤字が生じた場合、当該赤字額についてさらに1年さかのぼり、平成21年分の所得税の還付を受けることができます（平成21年から青色申告をしていることが必要です）。

- すでに平成22年分の確定申告書を提出した方も、申請いただければ措置を受けることができます。更正の請求書を税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

所得税について純損失を5年間繰越控除できます

国 税

棚卸資産、事業用資産などが被災した方は、平成23年の純損失の金額のうち、以下のものの繰越期間を3年から5年に延長します。

- 事業用資産の震災損失額の割合が全事業用資産などの1/10以上の方：
 - 青色申告の方は平成23年分の純損失金額
 - 白色申告の方は平成23年分の被災事業用資産の損失金額と変動所得の損失額
- それ以外の方：
 - 純損失のうち、被災事業用資産の損失金額

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

事業用資産 が被害を受けた方へ

所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産を特別償却できます

国 税

所得税、法人税について、以下の場合、建物、建築物、機械装置などの資産を前倒しで減価償却できます。

- ①大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具に代わる資産の取得などをして事業に使った場合
- ②建物、構築物、機械装置の取得などをして被災区域内で事業に使った場合
- 取得などの時期や資産の種類に応じて定められた減価償却の割合が初年度において上乗せされます（翌年度以降は通常の割合での償却になります）。
- 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得などをする資産が対象となります。
- 制度の適用を受けるには、確定申告書に「被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付して税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

所得税・法人税について事業用資産を買い換えた場合
譲渡した不動産への課税を繰り延べられます

国 税

所得税、法人税について、以下の場合、譲渡した不動産の譲渡益に対する課税の繰り延べができます。

- ①被災区域内の事業用不動産を譲渡して、国内の事業用資産に買い換えた場合
- ②被災区域外（国内）の事業用不動産を譲渡して、被災区域内の事業用資産に買い換えた場合
- 不動産の譲渡益のうち一定金額について、課税を繰り延べることができます。
- 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡などをする資産が対象となります。

お手続き／お問い合わせ お近くの税務署（P18参照）

事業用資産 が被害を受けた方へ

被災した土地や家屋の固定資産税や 都市計画税が減額・免除されます

地方税

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。

- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの区域が指定されているかについては、被災した土地や家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ 被災した土地や家屋が所在する市町村（P20、21参照）

被災した償却資産に代わり取得などをした償却資産の 固定資産税が減額されます

地方税

平成28年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得などした場合、その後4年間、固定資産税が1/2に減額されます。

- 代替償却資産が所在する市町村（災害救助法が適用される市町村に限ります）にその償却資産の認定を受ける必要があります。

お手続き／お問い合わせ

被災した償却資産の代わりに取得などをした償却資産が所在する市町村（P20、21参照）

※災害救助法が適用されているかについてはこちらからご覧になれます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015dbd.html>

事業用資産 が被害を受けた方へ

被災した家屋・土地に代わるものを取得などをした場合
固定資産税などが減額されます

地方税

平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合、被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。

平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。

- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県（不動産取得税）や市町村（固定資産税・都市計画税）に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県・市町村（P19～21参照）

自動車 が被害を受けた方へ

被災した自動車について、自動車重量税が還付されます 国税

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」などの場合、自動車の永久抹消登録の手続きを行うと、自動車重量税が還付されます。

- 運輸支局または軽自動車検査協会で自動車の抹消登録などの手続を行う際に還付申請をすれば、車検残存期間に応じた還付が受けられます。
- 還付申請は、平成25年3月31日までに行ってください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会
お近くの税務署（P18参照）

※最寄りの運輸支局はこちらからご覧になれます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm>

※最寄りの軽自動車検査協会はこちらからご覧になれます。

http://www.keikenkyo.or.jp/about_lmvio/list.html

被災した自動車について、自動車税（軽自動車税）が免除されます 地方税

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」などで、平成23年4月1日時点で使用不能となっている自動車には、自動車税・軽自動車税が課されません。

- 仮に納税通知書が送られてきた場合は、都道府県（自動車税）、市町村（軽自動車税）にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった都道府県・市町村（P19～21参照）



自動車 が被害を受けた方へ

被災した自動車を買換えた場合、自動車重量税や自動車取得税などが免除されます

自動車重量税

国税

平成26年4月30日までの間に、被災して使えなくなった自動車を買換えた場合、最初の車検の際に課される自動車重量税が免除されます。

●車検の際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。

既に自動車重量税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。

●車検証の交付などを受けた運輸支局または軽自動車検査協会に「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、納税地の所轄税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

運輸支局または軽自動車協会
お近くの税務署（P18参照）

※最寄りの運輸支局はこちらからご覧になれます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm>

※最寄りの軽自動車検査協会はこちらからご覧になれます。

http://www.keikenkyo.or.jp/about_lmvio/list.html

自動車取得税・自動車税・軽自動車税

地方税

平成26年3月31日までの間に、被災して使えなくなった自動車を買換えた場合、自動車取得税が非課税になります。買換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になります。

●買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県（軽自動車は市町村）に非課税申請を行ってください。

既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。

●買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県（軽自動車は市町村）に非課税申請を行えば後日還付されます。

お手続き／お問い合わせ

買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県・市町村
（P19～21参照）

お問い合わせ先

国税について

→ お近くの税務署

(岩手・宮城・福島・青森・茨城の税務署一覧はP18に掲載)

※東京国税局管内の税務署に電話をおかけいただいた場合は、自動音声案内に従って「0（ゼロ）」番を選択してください

※それ以外の国税局管内の税務署に電話をおかけいただいた場合は、「1」番を選択してください。

※納税地を所管する税務署管轄外に避難されている方は、避難先の最寄りの税務署でもご相談を受け付けています。

→ 国税庁ホームページでは、各税務署の連絡先や大震災により被害を受けた方の申告・納付などに係る手続の詳しい説明や各種手続に必要な様式などを掲載しています。

国税庁ホームページ（震災特例法関連）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>

地方税について

個人事業税、不動産取得税、自動車取得税・自動車税

→ 被災時にお住まいだった都道府県

(岩手・宮城・福島、青森、茨城の県税事務所一覧はP19に掲載)

住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

→ 被災時にお住まいだった市町村、被災した資産の代わりに取得などをした資産が所在する市町村

(岩手・宮城・福島、青森、茨城の市町村役場一覧はP20、21に掲載)

→ このハンドブックに記載したほかにも、都道府県・市町村の条例の定めるところにより、被害にあわれた方の状況に応じ、地方税の減額・免除を受けることができます。お住まいの都道府県、市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

● 青森、岩手、宮城、福島、茨城の税務署一覧

■青森県

青森	017-776-4241
黒石	0172-52-4111
五所川原	0173-34-3136
十和田	0176-23-3151
八戸	0178-43-0141
弘前	0172-32-0331
むつ	0175-22-3294

■岩手県

盛岡	019-622-6141
一関	0191-23-4205
大船渡※	0192-26-3481
釜石	0193-25-2081
久慈	0194-53-4161
二戸	0195-23-2701
花巻	0198-23-3341
水沢	0197-24-5111
宮古	0193-62-1921

■宮城県

石巻	0225-22-4151
大河原	0224-52-2202
気仙沼	0226-22-6780
佐沼	0220-22-2501
塩釜	022-362-2151
仙台北	022-222-8121
仙台中	022-783-7831
仙台南	022-306-8001
築館	0228-22-2261
古川	0229-22-1711

■福島県

会津若松	0242-27-4311
いわき	0246-23-2141
喜多方	0241-24-5050
郡山	024-932-2041
白河	0248-22-7111
須賀川※	0248-75-2194
相馬	0244-36-3111
田島	0241-62-1230
二本松	0243-22-1192
福島	024-534-3121

■茨城県

潮来（いたこ）	0299-66-6931
太田	0294-72-2171
古河	0280-32-4161
下館	0296-24-2121
土浦	029-822-1100
日立	0294-21-6346
水戸	029-231-4211
竜ヶ崎	0297-66-1303

「※」欄の付いた税務署は、平成23年4月現在、震災の影響により庁舎が使用できないため、仮庁舎で窓口事務を行っています。

●その他の県を含め、最寄りの税務署は、こちらでご確認いただけます。
<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

お問い合わせ先

● 青森、岩手、宮城、福島、茨城の県税事務所一覧

■青森県

東青地域県民局県税部	017-734-9970
東青地域県民局県税部	017-729-0949
青森分室	
東青地域県民局県税部	0178-20-1858
八戸市駐在	
中南地域県民局県税部	0172-32-4341
三八地域県民局県税部	0178-27-4455
西北地域県民局県税部	0173-34-3141
上北地域県民局県税部	0176-23-4241
下北地域県民局県税部	0175-22-3105

■岩手県

盛岡広域振興局県税部	019-629-6543
県南広域振興局県税部	0197-22-2821
県南広域振興局	0198-22-4912
花巻県税センター	
県南広域振興局	0191-26-1420
一関県税センター	
沿岸広域振興局	0193-25-2703
経営企画部県税室	
沿岸広域振興局	0193-64-2212
宮古地域振興センター県税室	
沿岸広域振興局	0192-27-9912
大船渡地域振興センター県税室	
県北広域振興局	0194-53-4986
経営企画部県税室	
県北広域振興局	0195-23-9254
二戸地域振興センター県税室	

■宮城県

大河原県税事務所	0224-53-3111
仙台南県税事務所	022-248-2961
仙台中央県税事務所	022-715-0621
仙台中央県税事務所	022-232-5702
扇町出張所	
仙台北県税事務所	022-275-9111
塩釜県税事務所	022-365-4191
北部県税事務所	0229-91-0701
北部県税事務所	0228-22-2111
栗原地域事務所	
東部県税事務所	0225-95-1411
東部県税事務所	0220-22-6111
登米地域事務所	
気仙沼県税事務所	0226-24-2530

■福島県

県北地方振興局県税部	024-523-4789
県中地方振興局県税部	024-935-1233
県南地方振興局県税部	0248-23-1512
会津地方振興局県税部	0242-29-5233
南会津地方振興局県税部	0241-62-5212
相双地方振興局県税部	0244-26-1123
いわき地方振興局県税部	0246-24-6024

■茨城県

水戸県税事務所	029-221-4803
水戸県税事務所	029-247-1297
自動車税分室	
常陸太田県税事務所	0294-80-3310
常陸太田県税事務所	0293-22-2019
高萩支所	
行方県税事務所	0299-72-0771
土浦県税事務所	029-822-7176
土浦県税事務所	029-842-7812
自動車税分室	
土浦県税事務所	029-892-6111
稲敷支所	
筑西県税事務所	0296-24-9183
筑西県税事務所	0280-87-1120
境支所	

※ その他の都道府県については、各都道府県の税務担当課もしくは県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

● 岩手、宮城、福島の市町村役場一覧

■岩手県	■宮城県	■福島県
盛岡市 019-651-4111	仙台市 022-261-1111	福島市 024-535-1111
宮古市 0193-62-2111	石巻市 0225-95-1111	会津若松市 0242-39-1111
大船渡市 0192-27-3111	塩竈市 022-364-1111	郡山市 024-924-7111
花巻市 0198-24-2111 (内線301、316、317)	気仙沼市 0226-22-6600	いわき市 0246-25-0500
北上市 0197-64-2111 (内線3595、3596)	白石市 0224-22-1314	白河市 0248-22-1111
久慈市 0194-52-2111 (内線611、612)	名取市 022-384-2111	須賀川市 0248-75-1111
遠野市 0198-62-2111	角田市 0224-63-2123	喜多方市 0241-24-5221
一関市 0191-21-2111	多賀城市 022-368-1141	相馬市 0244-37-2121
陸前高田市 0192-59-2111	岩沼市 0223-22-1111	二本松市 0243-23-1111
釜石市 0193-22-2111	登米市 0220-22-2111	田村市 0247-81-2111
二戸市 0195-23-3111	栗原市 0228-22-1149	南相馬市 0244-24-5232
八幡平市 0195-76-2111	東松島市 0225-82-1111	伊達市 024-575-1111
奥州市 0197-24-2111	大崎市 0229-23-2111	本宮市 0243-33-1111
雫石町 019-692-2111	蔵王町 0224-33-2211	桑折町 024-582-2111
葛巻町 0195-66-2111	七ヶ宿町 0224-37-2111	国見町 024-585-2111
岩手町 0195-62-2111	大河原町 0224-53-2111	川俣町 024-566-2111
滝沢村 019-684-2111	村田町 0224-83-2111	大玉村 0243-48-3131
紫波町 019-672-2111	柴田町 0224-55-2111	鏡石町 0248-62-2111
矢巾町 019-697-2111	川崎町 0224-84-2111	天栄村 0248-82-2111
西和賀町 0197-82-2111	丸森町 0224-72-2111	下郷町 0241-69-1122
金ヶ崎町 0197-42-2111	亘理町 0223-34-1111	檜枝岐村 0241-75-2311
平泉町 0191-46-2111	山元町 0223-37-1111	只見町 0241-82-5050
藤沢町 0191-63-2111	松島町 022-354-5701	南会津町 0241-62-6100
住田町 0192-46-2111	七ヶ浜町 022-357-2111	北塩原村 0241-23-3111
大槌町 0193-42-2111	利府町 022-767-2111	西会津町 0241-45-2211
山田町 0193-82-3111	大和町 022-345-1111	磐梯町 0242-74-1211
岩泉町 0194-22-2111	大郷町 022-359-3111	猪苗代町 0242-62-2111
田野畑村 0194-34-2111	富谷町 022-358-3111	会津坂下町 0242-84-1503
普代村 0194-35-2111	大衡村 022-345-5111	湯川村 0241-27-8800
軽米町 0195-46-2111	色麻町 0229-65-2111	柳津町 0241-42-2112
野田村 0194-78-2111	加美町 0229-63-3111	三島町 0241-48-5511
九戸村 0195-42-2111	涌谷町 0229-43-2112	金山町 0241-54-5111
洋野町 0194-65-2111	美里町 0229-33-2111	昭和村 0241-57-2111
一戸町 0195-33-2111	女川町 0225-54-3131	会津美里町 0242-55-1122
	南三陸町 0226-46-2600	西郷村 0248-25-1111
		泉崎村 0248-53-2111
		中島村 0248-52-2111
		矢吹町 0248-42-2111
		棚倉町 0247-33-2111
		矢祭町 0247-46-3131
		塙町 0247-43-2111
		鮫川村 0247-49-3111
		石川町 0247-26-2111
		玉川村 0247-57-3101
		平田村 0247-55-3111
		浅川町 0247-36-4121
		古殿町 0247-53-3111
		三春町 0247-62-2111
		小野町 0247-72-2111
		広野町 0246-43-1330 ・1331
		楢葉町 0242-56-2155 0246-46-2551 ・2552
		富岡町 0120-336-466
		川内村 024-946-3375 ・3378 ・3382 ・8828
		大熊町 0242-26-3844
		双葉町 0480-73-6880 0242-66-3360 ・3361 ・3362
		浪江町 03-5638-5055 0243-22-4621
		葛尾村 0242-83-0271 ・2651 ・2653
		新地町 0244-62-2111
		飯舘村 0244-42-1611 ※6/22以降は以下 024-562-4200

お問い合わせ先

● 青森、茨城の市町村役場一覧

■青森県	
青森市	017-734-1111
弘前市	0172-35-1111
八戸市	0178-43-2111
黒石市	0172-52-2111
五所川原市	0173-35-2111
十和田市	0176-23-5111
三沢市	0176-53-5111
むつ市	0175-22-1111
つがる市	0173-42-2111
平川市	0172-44-1111
平内町	017-755-2111
今別町	0174-35-2001
蓬田村	0174-27-2111
外ヶ浜町	0174-31-1111
鰺ヶ沢町	0173-72-2111
深浦町	0173-74-2111
西目屋村	0172-85-2111
藤崎町	0172-75-3111
大鰐町	0172-48-2111
田舎館村	0172-58-2111
板柳町	0172-73-2111
鶴田町	0173-22-2111
中泊町	0173-57-2111
野辺地町	0175-64-2111
七戸町	0176-68-2111
六戸町	0176-55-3111
横浜町	0175-78-2111
東北町	0176-56-3111
六ヶ所村	0175-72-2111
おいらせ町	0178-56-2111
大間町	0175-37-2111
東通村	0175-27-2111
風間浦村	0175-35-2111
佐井村	0175-38-2111
三戸町	0179-20-1111
五戸町	0178-62-2111
田子町	0179-32-3111
南部町	0178-84-2111
階上町	0178-88-2111
新郷村	0178-78-2111

■茨城県			
水戸市	029-224-1111	八千代町	0296-48-1111
日立市	0294-22-3111	五霞町	0280-84-1111
土浦市	029-826-1111	境町	0280-81-1300
古河市	0280-92-3111	利根町	0297-68-2211
石岡市	0299-23-1111		
結城市	0296-32-1111		
龍ヶ崎市	0297-64-1111		
下妻市	0296-43-2111		
常総市	0297-23-2111		
常陸太田市	0294-72-3111		
高萩市	0293-23-2111		
北茨城市	0293-43-1111		
笠間市	0296-77-1101		
取手市	0297-74-2141		
牛久市	029-873-2111		
つくば市	029-883-1111		
ひたちなか市	029-273-0111		
鹿嶋市	0299-82-2911		
潮来市	0299-63-1111		
守谷市	0297-45-1111		
常陸大宮市	0295-52-1111		
那珂市	029-298-1111		
筑西市	0296-24-2111		
坂東市	0297-35-2121		
稲敷市	029-892-2000		
かすみがうら市	0299-59-2111		
桜川市	0296-58-5111		
神栖市	0299-90-1111		
行方市	0299-72-0811		
鉾田市	0291-33-2111		
つくばみらい市	0297-58-2111		
小美玉市	0299-48-1111		
茨城町	029-292-1111		
大洗町	029-267-5111		
城里町	029-288-3111		
東海村	029-282-1711		
大子町	0295-72-1111		
美浦村	029-885-0340		
阿見町	029-888-1111		
河内町	0297-84-2111		

